

令和7年11月4日
宍粟市高年福祉課

ショートステイのロング利用 (以下、「特例ショート」という。) の運用について

特例ショートについては、次の運用としますので、確認をお願いします。

1. 事前相談について

給付費適正化の観点から、特例ショートの利用を検討される事案がある場合は、事前に市に相談をしてください。

2. 事前相談の時期について

市への相談は、特例ショートの利用の検討を開始した時点で行ってください。

3. 事前相談の方法及び相談先について

事前相談は市役所への来庁又は電話で行ってください。

それ以外の方法（WEB形式等）を希望される場合は、事前に下記相談先に可能であるか確認をしてください。

市役所に来庁される場合は、事前に下記相談先と日程調整をしてください。

事前相談の内容によっては、市から利用予定者の情報の分かる書類の提示を求める場合があります。

事前相談は、利用予定者の住所地により次の相談先に相談してください。

宍粟市山崎町にお住いの利用予定者 → 福祉相談課

宍粟市一宮町にお住いの利用予定者 → 一宮保健福祉課

宍粟市波賀町にお住いの利用予定者 → 波賀保健福祉課

宍粟市千種町にお住いの利用予定者 → 千種保健福祉課

宍粟市外にお住いの利用予定者 → 福祉相談課

4. 事前の市への相談が不要な事例について

次の事例の場合は、市に特例ショートの事前相談をしなくても可とします。

①要介護度3以上の方で、複数の特別養護老人ホームに入所申込をしており、在宅での生活が難しい場合

※早期入所が出来るように複数の施設に申込をしていることを条件とするため、1か所だけの申込の場合は、市に事前相談をしてください。

※要介護度3以上であっても、認知症がない又は軽度（主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb以下）の場合は、事前相談をしてください。

②主たる介護者が病気等で不在となり、かつ、その他の介護者が不在で、在宅での生活が困難である場合

※親世代と子世代のような2世帯以上の家族構成の場合は、市に事前相談をしてください。

5. サービス担当者会議の開催の時期について

サービス担当者会議は、特例ショートを利用すると判断された時点で行ってください。（介護認定の更新等のサービス担当者会議と兼ねることも可能です）

利用予定者の心身の状況又は家庭環境等に変化がない場合は、ショートステイの利用日数が、介護認定期間の半数を超えることが見込まれる日の1～2か月前に再度サービス担当者会議を開催する必要はありません。

なお、事前相談をした際に、市から特に指示がない場合は、サービス担当者会議に市の職員の出席依頼をしなくても可とします。（上記4の事前の市への相談が必要な事例の場合も同様です）

6. 市に提出する書類について

ケアプラン第1表～第4表

7. 届出書類の記載内容について

ケアプラン第4表には、次のことを記載してください。

①事前相談をしている場合は、その事前相談の内容と、その事前相談内容に基づき、サービス担当者会議で検討した内容を記載してください。

②市が事前相談不要としている事案に該当する場合は、事前相談不要である事案であることが分かる概要を記載してください。

8. 届出の時期について

ショートステイの利用日数が、介護認定期間の半数を超えることが見込まれる1～2か月前に届出をしてください。

※例えば、令和7年1月1日から令和7年12月31日の介護認定期間の場合は、認定期間が365日になるため、ショートステイの利用日数が182日（小数点未満切捨）になる日が属する月の1～2か月前に提出することになります。

※介護認定期間の半数を超える期間を算定する際の日数には自費利用の日数は含めなくても可です。

9. 届出書類の届出先について

届出書類は、上記「3. 事前相談の方法及び相談先について」で示している相談先に提出してください。

10. 申請書及び許可書の廃止について

特例ショートの届出は、給付費適正化の観点から行っております。

特例ショートの利用について事前相談を実施しているため、居宅介護支援事業所からの申請書の提出を廃止し、併せて、市からの許可書を廃止します。

なお、届出の控えが必要な場合は、届出書類にあるケアプラン第1表の控えを提出いただければ、受付印を押印して返却いたします。

届出を郵送で行い、届出の控えに受付印の押印が必要な場合は、ケアプラン第1表の控えと返信用封筒（要切手）も同封してください。

11. 市外の居宅介護支援事業所について

市外の居宅介護支援事業所については、居宅介護支援事業所が所在する自治体の運用方法に準じて手続きをしてください。